以外の協会において保証承諾が極めて低調な状況が続いているにもかかわらず、２年３月の国庫納付以降、見直しが行われておらず、使用見込みが極めて低い資金が有効に活用されないままとなっている事態が見受けられた。

したがって、経済産業大臣に対して７年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　連合会に対して、保証承諾の状況等に応じて損失補償見込額を算定するなどして使用見込みを十分に精査して、経安基金(震災緊急保証分)が適切な保有規模となるよう見直しを指示するとともに、連合会における見直しの結果、必要額を超えて保有していると認められる額については、速やかに国庫に納付させること

イ　経安基金(震災緊急保証分)の保有規模について、連合会に対して適時適切に見直しを行わせるとともに、連合会における見直しの結果を踏まえて点検・検証等を適切に行うこととすること

2　当局が講じた処置

本院は、中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　７年12月に、経安要綱に基づき連合会に対して通知を発して、経安基金(震災緊急保証分)について、使用見込みを十分に精査して、適切な保有規模となるよう見直しを指示した。そして、連合会から報告された見直しの結果を踏まえ、８年１月に、必要となる損失補償見込額を超えて保有していると認められた額203億6589万円を連合会から国庫へ納付させた。

イ　中小企業庁において、７年12月に、連合会に対して、毎年度、経安基金(震災緊急保証分)等の経安基金の区分ごとに、必要となる損失補償見込額の精査等の見直しを行うよう指示し、連合会から報告される当該見直しの結果を踏まえて、経安基金の区分ごとに保有規模の点検・検証等を行うこととした。

(3)　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等の取扱いについて

(令和６年度決算検査報告290、448ページ参照)

(417ページの国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項に掲記)